

MHM Asian Legal Insights

第 46 号 (2015 年 10 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : 負債資本比率規制の導入
2. タイ : 事業担保法の制定
3. シンガポール : 労働法制の近時の動向

今月のコラム – ミャンマーにおけるタブー豆知識 –

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 46 号 (2015 年 10 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：負債資本比率規制の導入

2015 年 9 月 9 日、財務省は、一定の法人につき、法人所得税の計算のための負債資本比率（「DER」）の上限を 4:1 と定める規則（「新規則」）を制定しました。インドネシア投資調整庁（BKPM）は、従来より、運用上、外資会社に対して DER を 3:1 以下（又は 4:1 以下）とすることを求めているといわれています。しかし、両者は異なる趣旨の制度であり、また、新規則は明文で DER 規制を設けていることから、本レターにてご紹介いたします。

1. 負債資本比率（DER）規制について

新規則は、銀行、ファイナンス会社、保険会社等一定の例外を除き、広く法人所得税を納税する主体一般に適用されます。

新規則の下では、DER の上限は 4:1、すなわち、資本を 1 とした場合、負債は 4 以内にすることが求められています。

「資本」は、①適用ある財務・会計基準の下での資本又は持分、及び②当該法人の特別関係者からの無利息借入金を意味します。他方で、「負債」は、長期借入金及び短期借入金並びに利払義務のある取引債務を意味します。ある税年度又は税年度の一部における資本及び負債の額は、当該税年度又は税年度の一部に含まれる各月の月末時点の資本及び負債の額の平均値に基づき定められます。

MHM Asian Legal Insights

仮に DER が 4:1 を超えてしまった場合、法人所得税の計算に際し、4 を超える範囲の負債に対応して支払われる利子や費用等については、税務上損金算入が認められません。

2 外国ローンに関する国税総局への報告義務

また、新規則は、外国ローン (foreign loan) について、国税総局への報告義務も定めており、当該報告義務を怠った場合には、当該借入れに関する利子や費用等について、税務上損金算入が認められないこととなります。この報告義務の詳細については、別途細則によって定められる予定です。

弁護士 埴 晋

☎ 03-6212-8362

✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhmiapan.com

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhmiapan.com

2. タイ : 事業担保法の制定

2015年8月7日、事業担保法の法案が暫定国会で承認されました。これにより、従来困難であった事業上使用している資産への担保権設定が可能となります。なお、施行日は公告から240日後とされていますが、現時点では公告はなされておらず、事業担保法の施行は早くても2016年の後半以降となる見通しです。事業担保法が制定された背景及び同法の概要は以下のとおりです。

1 事業担保法制定の背景

従来のタイ民商法の下では、担保権設定の方法として主に抵当権及び質権が利用されていましたが、抵当権は不動産及び登録可能な一部の動産のみが対象となっており、また、質権設定は占有移転が要件となっているため、事業上使用している動産に担保権を設定することが困難であるといった問題点がありました。また、譲渡担保権の設定についても、占有移転がない場合には民商法上の質権に関する規定の潜脱と判断されるおそれがあることから実務上はあまり利用されておらず、新たな担保権設定手段を定めた法律の制定が長年にわたって望まれていました。

2 事業担保法の概要

(1) 事業担保権設定契約

事業担保法の下では、担保権設定者と担保権者（金融機関その他省令等が定める者に限定されています。）が事業担保権設定契約を締結することにより、一定の担保物（事業、金銭債権等、事業の用に供する動産、不動産業者が保有する不動産、知的財産権、その他省令等が定める資産等）について、占有を移転することなく担

MHM Asian Legal Insights

保権を設定することが可能となります。事業担保権設定契約は、書面によって作成することが求められており、その内容を公示するために商務省事業開発局に設置される部署に登録する必要があります。また、事業に担保権を設定する場合には、事業担保権設定契約において担保権執行者（担保権実行の際、事業の売却が行われるまでの間、担保権設定者に代わって当該事業の管理・運営を行う者をいいます。）を定める必要があります。なお、担保権執行者となるためには免許を取得する必要がありますが、当該免許は、法律、会計、経済、経営又は資産管理の経験を有する者が、省令等が定める一定の要件の下で取得可能とされています。

担保権が実行されるまでの間、担保権設定者は、担保物について、所持、使用、処分、譲渡、抵当権等の設定、担保物より発生する収益の受領等を行うことができます。

(2) 担保権の実行方法

担保権実行は、①担保物が資産の場合には、担保権者が担保物の所有権を取得する方法、又は競売の方法により実行され、また、②担保物が事業の場合には、事業に関する権限が担保権執行者に移転し、担保権執行者の下で事業の売却が行われることとなります。

担保物について他の担保権（抵当権、事業担保）が設定されている場合には、担保権設定の登記時期の先後によって担保権の優劣が決定されることとなります。

担保権者や担保物の内容、担保権執行者の要件等、一定の事項は省令等の下位規範において定められることとされておりますが、現時点では省令等の内容は明らかになっていませんので、今後の動向に注視する必要があります。

弁護士 二見 英知
☎ +66-2-633-8350 (バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhmiapan.com
弁護士 秋本 誠司
☎ +66-2-633-8351 (バンコク)
✉ seiji.akimoto@mhmiapan.com

弁護士 茨木 雅明
☎ +66-2-266-6485
(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)
✉ masaaki@ctlo.com
✉ masaaki.ibaragi@mhmiapan.com

3. シンガポール：労働法制の近時の動向

シンガポールでは、今年に入って労働法制に関していくつかの改正がありました。以下、主要な点についてのダイジェストをご紹介します。

1 外国人労働者受入れに関する規制の強化等

シンガポールでは、外国人労働者受入れに関する規制として Fair Consideration Framework (「FCF」) があります。すなわち、日系企業を含むシンガポール法人が外国人労働者を雇用する場合、シンガポール人（シンガポールの永住権取得者を含みま

MHM Asian Legal Insights

す。以下同じです。)に公平な雇用の機会を与えることを目的として、就労ビザの申請前に、政府が運営するシンガポール人向け求人サイト (Jobs Bank) に求人情報を 14 日間以上掲載することが義務付けられています (但し、従業員が 25 名以下であることなど一定の条件を満たす場合は義務が免除されます。)。今般、2015 年 7 月に FCF 規制が以下のように強化され、2015 年 10 月 1 日から施行されました。

(1) 月額給与額の開示の義務付け

Jobs Bank に求人情報を掲載する際には、月額給与額の開示が義務付けられました。月額給与額が開示されていない場合、就労ビザの申請が却下されることとなります。

なお、FCF 規制とは別途、2015 年 9 月 1 日から、家族滞在ビザを申請するためには、本人の月額給与額が 5,000 シンガポールドル (現在の為替レートで約 43 万円) 以上であることが求められています。以前は月額給与額が 4,000 シンガポールドル (現在の為替レートで約 34 万円) 以上であれば家族滞在ビザを申請できましたが、この基準が引き上げられました。

(2) シンガポール人材省による調査の厳格化

従前より、シンガポール人が占める専門職・幹部の割合が同業他社と比較して低い企業や、国籍を基準とした偏った採用について従業員から繰り返し苦情が申し立てられている企業は、就労ビザの申請にあたってシンガポール人材省による調査が必要となり、国籍情報の記載された組織図、採用手続、従業員の苦情処理手続等の情報の提出が求められています。

今回の FCF 規制の強化により、シンガポール人材省による調査が厳格化され、上記の提出義務の対象として以下の情報が追加されました。

- ① 求人に応募したシンガポール人の数
- ② 当該求人について企業がシンガポール人を面接したか否か
- ③ 当該企業におけるシンガポール人の専門職・幹部の割合

これらの要請に従わない場合には、就労ビザの審査に通常よりも長期間要する場合や、就労ビザが発行されない可能性があります。

3 書類の交付・保存に関する雇用法の改正

2015 年 8 月 17 日、雇用法改正法案が国会で可決されました。改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 給与明細及び主な雇用条件を記載した書面の交付義務

雇用主は、全ての従業員 (雇用法によって保護される従業員をいいます。以下同じです。) に対して、原則として給与の支払と同時に、給与明細を交付する義務を負う旨が明記されました。また、2016 年 4 月 1 日以降に新たに雇用される従業員に対しては、主な雇用条件を記載した書面を交付する義務があります。なお、書面

MHM Asian Legal Insights

ではなく電子データで交付することも許容されています。

(2) 雇用に関する記録の保存義務

雇用主は、従業員の雇用に関する記録（従業員に関する記録及び給与に関する記録）を保存する義務を負います。保存期間は、現在雇用している従業員については直近2年間分、また過去に雇用していた従業員については最後の2年間分について退職後1年間です。

これらは2016年4月1日に施行される予定ですが、その執行については1年間猶予されます。

弁護士 川村 隆太郎

☎ +65-6593-9754 (シンガポール)

✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

弁護士 上野 満貴

☎ +65-6593-9757 (シンガポール)

✉ michitaka.ueno@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーミャンマーにおけるタブー豆知識ー

今年の7月にヤンゴン事務所に着任してから、早いもので3か月が過ぎました。ミャンマーの文化や風習など、まだまだ知らないことばかりではありますが、現地の方々とも仲良く、体も壊さず、健やかに毎日を過ごすために、少なくとも「これだけはやってはならない」ということは大至急勉強しなければならないと思います。

そう思い立った私は、弊事務所のミャンマー人弁護士とミャンマー人スタッフにお願いして、ミャンマーでのタブーをいくつか教えて貰うことにしました。どこまで参考になるかは分かりませんが、特に興味をそそられたものについてご紹介いたします。

- ・小さな子供に「太ったね」と言ってはいけない！

大体3歳くらいまでの小さな子供に、「太ったね」と言ってはいけないのだそうです。そう言われた子供は翌日病気になる、という迷信があるのだとのこと。言われた方の親としては嫌な気分になることがあるようなので、ご注意ください。

著名な某旅行ガイドブックには、「いくらかわいくても子供の頭をなでるのは避けた方が良い」などと書かれていたりします。人の頭は神聖な場所なのでむやみに触るのは良くないという考えに基づくことだそうです。ただ、大人の場合はともかく（そもそも大人の頭を触ることがあるかどうかは別ですが）、可愛い子供の頭をなでることについてはそれほど目くじらを立てるような問題ではないというのが現地での一般的な理解であるようです。それよりもむしろ、小さな子供に「太った」と言うのはご法度、ということの方を覚えておく必要があります。

- ・食べ合わせに注意しないと大変なことになる！



日本でも、「鰻と梅干し」や「天ぷらとスイカ」など、一緒に食べると体を壊すと言われているいわゆる「食べ合わせ」という食のタブーがありますが、同じようなことがミャンマーにもあるようです。

そのうち、特に有名なのは、「アヒルの卵とスイカ」「マンゴスチンと砂糖」「アイスポテトとアイスクリーム」の3つだそうです。ちなみにアイスポテトというフルーツは聞き慣れないかと思いますが（私も今回初めて見聞しました）が、写真のようなフルーツで、ミャンマー語ではセインサーテーという名前と呼ばれているそうです。

日本での食べ合わせが、実はただの迷信にすぎず科学的根拠がないものであったり、結果として消化不良を起こす可能性がある、といった程度のものであったりするのに対

MHM Asian Legal Insights

し、ミャンマーの食べ合わせは、これをやってしまうと「死んでしまう」のだそうです。さすがに「死んでしまう」というのはオーバー過ぎるのではないかとと思いますが、上記の3つのうち、「マンゴスチンと砂糖」の組み合わせについては、食後のデザートとしてマンゴスチンを食べた後にコーヒーに砂糖を入れて飲む、という形で摂取してしまう可能性が十分考えられるところですので特に要注意かと思えます。

今回色々とお話しを伺ってみて分かったのは、日本人が無意識のうちに犯してしまうようなタブーというものは、実はミャンマーにはそれほど存在しないのではないかと、ということです。ミャンマー語は文法的に日本語に近いと言われますし、人間性も日本人に近く穏やかな人が多いという話もよく耳にします。日本から4,000キロ以上離れた外国ではありますが、実は意外と「近い」国なのかもしれません。よりミャンマーを「近く」感じられるよう、今後も情報収集に努めて参りたいと気持ちを新たにしたい機会になりました。

(弁護士 井上 淳)

セミナー情報

- セミナー 『海外子会社の「現実的な管理体制」と実務上のポイント』
- 開催日時 2015年11月19日(木) 13:30~17:00
- 開催場所 東京
- 講師 梅津 英明
- 主催 一般社団法人企業研究会

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com